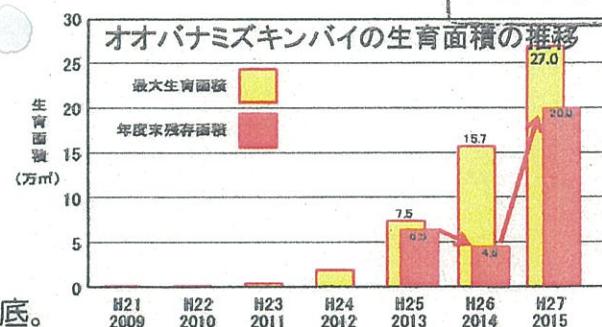


これまでのオオバナミズキンバイ対応について

① これまでの取組経過

- 平成25年度 人力による初の駆除を実施。人力駆除の限界を認識
- 平成26年度 機械駆除を実施し大規模駆除に成功。新たな駆除技術・手法の開発。
- 平成27年度 機械駆除を継続、新たな機械も開発。巡回・監視の実施
- 平成28年度 年度当初から機械・人力併用での大規模駆除の実施。巡回・監視の徹底。



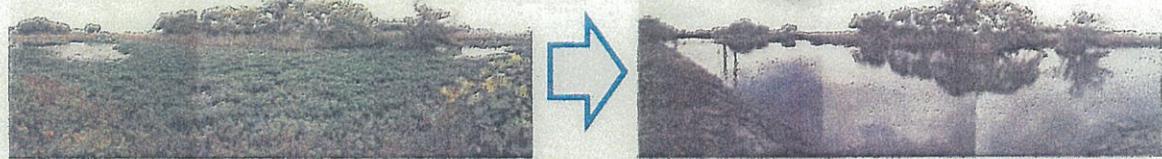
② これまでの取組成果

(1) 駆除能力の向上

新たな機械の投入、駆除手法の改良により、駆除能力は向上（平成26年度：1,380m²/日→平成28年度：1,730m²/日）

(2) 管理可能区域の増加

巡回・監視の徹底により、管理可能区域は増加（平成26年度：1区域（赤野井内湖）→平成28年度：7区域※）
(※赤野井内湖、木浜内湖、新守山川、堺川内湖、矢橋中間水路北部、山ノ下湾南部西岸、雄琴港)



③ 昨年度の反省と今年度事業の方針

(昨年度の反省点)

- 漂着した個体による新たな群落の形成、駆除済区域において他の植物と混生していた部分や水面には見えていなかった根や茎からの想定を超えるスピードでの大規模再生が同時多発的に起こり、対応しきれなかった。
- 上記のような大規模再生を予想できず、今年度当初予算において十分な駆除経費を計上できなかった。

H27. 3



H27. 10

駆除済区域からの
大規模再生



(今年度事業の実施方針)

- 成長が本格化する初夏以前の年度当初より事業を開始
- 機械駆除と人力駆除を併用することにより、取り残しのない駆除を徹底
- 駆除済区域について3週間に1回程度、巡回・監視を行い再生が認められた場合にはただちに駆除することを徹底
- 流出や拡大が懸念される区域を緊急対応区域として、優先順位をつけて事業を実施（次ページ参照）

④ 今後の駆除方針(案)

(1) 群落の流出・拡大防止等の観点から群落を分類し、それぞれの対応方針を定め、優先順位をつけて事業を行うこととした。

区分	面積	説明	対応方針
◎ ①管理移行区域	約20,000m ²	これまでの駆除事業の結果、巡回・監視による管理状態に移行が完了した、又は今年度当初予算事業により管理可能に移行見込みの区域	巡回・監視の継続により 管理可能状態を維持
● ②緊急対応区域	約54,000m ²	特に流出・拡大のリスクが高く、早期に駆除を実施することが適当と考えられる区域	本年度補正予算で駆除を実施
△ ③重点対応区域	約11,400m ²	②に次いで流出・拡大のリスクが高く、早期に駆除を実施することが適当と考えられる区域	来年度当初予算で駆除を実施
✖ ④拡大防止区域	約84,000m ²	大規模な群落が生育しているが、必要に応じて区域をネット等で囲い込むことなどにより、リスクを回避できる見通しのある区域	必要に応じて流出防止ネット等による流出・拡大防止策を試行しつつ、駆除を行わずモニタリングを実施
○ ⑤低リスク等区域	約30,000m ²	陸域や小規模であるなど、流出・拡大のリスクや生態的影響のリスクが高くないと想定される区域	駆除を行わずモニタリングを実施

[注] 面積合計約200,000m²。今年度当初時点での面積であり、成長期を迎えさらに面積は拡大していることに留意(最大2~3倍/年)。



- ◎ 管理移行区域（赤野井内湖、木浜内湖、新守山川、堺川内湖、矢橋中間水路北部等）
- 緊急対応区域（矢橋中間水路中部、津田江内湖・山ノ下湾の一部、赤野井湾湖岸、河川等）
- △ 重点対応区域（烏丸半島、津田江湖岸、北山田湖岸、新浜町湖岸、雄琴港等）
- ✖ 拡大防止区域（矢橋中間水路南部、津田江内湖の一部、山ノ下湾南岸、力ネ力南入江等）

(2) 駆除事業の考え方

外来生物法上、特定外来生物の防除は国が中心となって行うとされていることから、国直轄事業の大幅な拡大や国による財政支援の拡充を求めており、今後も強力に要望していく。

他方、琵琶湖の貴重な生態系や漁業、農業などの経済活動を守る責任は県にある。以下のような既影響や危惧、今後の懸念に対応するため、流出・拡大のリスクが高く、早期に駆除を実施することが適当と考えられる区域について、県として駆除を実施したい。

【既影響】

- ①船舶の航行障害
- ②漁具への絡みつき

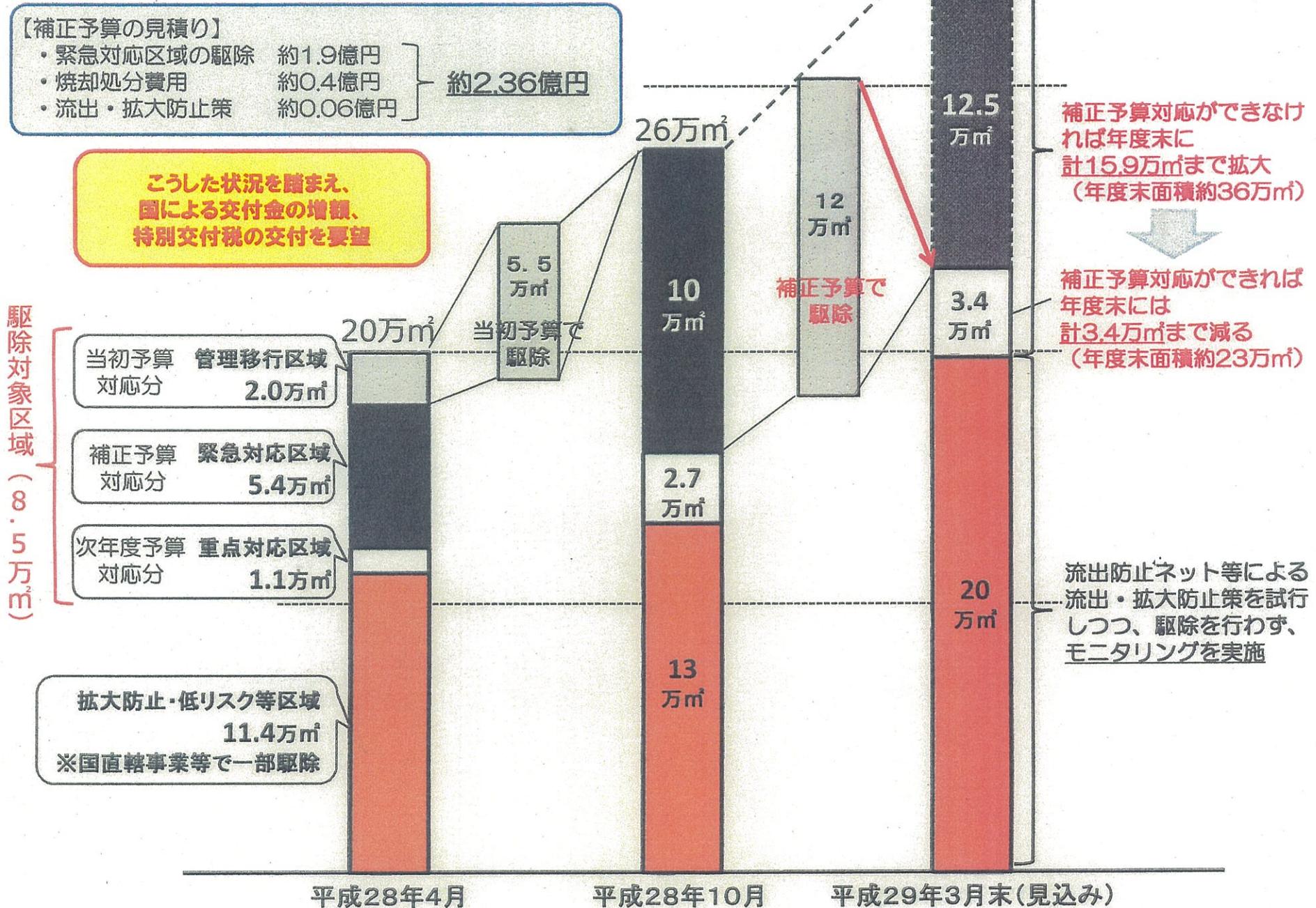
【危惧】

- ③水質や水産資源への悪影響
- ④水田への拡大

【今後の懸念】

- ⑤湖畔の植生への影響
- ⑥河川を通じた下流域への流出

補正予算で行いたいオオバナミズキンバイ駆除事業



来年度事業の見通しについて

【平成29年度事業の見通し】

- ・重点対応区域の駆除
 - ・駆除済オオバナミズキンバイの焼却処分
 - ・管理移行区域の再生防止（巡回・監視・駆除）
 - ・拡大防止・低リスク等区域の流出・拡大防止策、モニタリング
- 要精査

※上記事業費について、国からの交付金を要望し事業費の圧縮を図りたい。

